

土岐市駄知こども園設計業務プロポーザル実施要領

1. 目的

本プロポーザルは、土岐市内の幼保連携型認定こども園として、駄知小学校敷地内に、駄知こども園建設のための基本設計・実施設計・解体設計を行うにあたり、適切な創造力と技術力及び経験と実績等を有した事業者を選定するために行うもの。建設予定地は小学校敷地内であるため、小学校運営に配慮しながら土地を有効活用し、機能的なこども園の建設を目指す。

2. 業務概要

詳細は土岐市駄知こども園設計業務委託特記仕様書による。

(1) 業務名

土岐市駄知こども園設計業務委託

(2) 委託内容

- ①駄知こども園建設工事の基本設計業務
- ②駄知こども園建設工事の実設計業務
- ③駄知小学校附属幼稚園解体工事の実設計業務
- ④測量調査業務
- ⑤地質調査業務

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年12月20日まで

(4) 契約限度額

70,620,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

3. 事業概要

(1) 事業概要

①駄知こども園建設工事の設計

施設用途：幼保連携型認定こども園

必要な室等：乳児室又はほふく室、沐浴室、調乳室、保育室、遊戯室、多目的室、職員室、保健室、調理室、相談室、休憩室、洗濯室、図書コーナー、DEN、その他必要となる室、その他（プール、屋外遊戯場、屋外遊具、屋外倉庫、外構工事、駐車場等）

所在地：土岐市肥田町肥田287番地135

土岐市駄知町1858番地1、1931番地8

敷地面積：約9,100㎡

用途地域：ア、第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）

イ. 第一種低層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率100%）

防火地域：建築基準法第22条区域

その他：宅地造成工事規制区域、土砂災害特別警戒区域

② 駄知小学校附属幼稚園解体工事の設計

ア. 駄知小学校附属幼稚園 園舎

所在地：土岐市肥田町肥田287番地135

土岐市駄知町1858番地1、1931番地8

用途：幼稚園

建築年度：昭和53年築

延床面積：921㎡

構造：鉄筋コンクリート造、平屋建

イ. その他附属設備

渡り廊下、プロパン庫、遊具、屋外倉庫フェンス等

③ 駄知小学校附属幼稚園の運営について

駄知小学校附属幼稚園の運営を継続し、新園舎に移行可能となった時点で新園舎に運営を移すことを想定する。駄知小学校附属幼稚園の園庭については、計画上必要な場合は一時的に使用できないこともやむを得ないものとする。

(2) 事業スケジュール（予定）

令和 5年 10月～令和 6年 3月	基本設計
令和 6年 4月～令和 6年 12月	実施設計（関係法令申請業務含む）・解体 実施設計
令和 7年 1月～令和 8年 1月	建設工事（令和6年12月工事契約締結）
令和 8年 3月～	解体工事
令和 8年 4月	開園

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加するには、次に掲げるいずれにも該当するものであること。

① 土岐市の入札参加資格を有している建築設計の業種登録事業者^{*1}であること。

※1 受託候補者特定の日（予定日：令和5年9月11日）までに市の承認を受けている必要がある（申請中であっても参加表明書等は提出可能だが、申請中であることを証する資料を添付すること）。なお、土岐市における入札参加資格については岐阜県・市町村入札参加資格審査申請の共同受付により行っており、登録に関しては（公財）岐阜県建設研究センターへ確認すること。

② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

③ 管理技術者及び建築（総合）主任技術者、照査技術者は建築士法第2条に規定による一級建築士の資格を有する者で、提出者の組織に所属している者を配置できること。また、管理技術者と照査技術者は他と兼ねることができない。

④過去において、定員^{※2}120人以上又は延床面積1,300㎡以上の日本国内の認定こども園（幼保連携型又は保育所型）、認可保育所又は幼稚園^{※3}の新築又は増改築（延床面積の1/2以上の増改築に限る。）に係る設計業務を元請けとして履行した実績があること。

※2 認可定員、利用定員を問わない。

※3 幼稚園の場合、当該幼稚園の他に認定こども園又は保育所（定員は問わない）の新築又は増改築に係る設計業務を元請けとして履行した実績があること。

⑤公示日から受託候補者特定の日まで、土岐市から指名停止の措置を受けていないこと。

⑥地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑨プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。

5. 選考スケジュール（予定）

公 示	令和5年 6月14日（水）
参加申込書等に関する質疑の受付期間	令和5年 6月14日（水）～ 6月30日（金）
質疑の回答	受付後随時
参加表明書等の提出期限	令和5年 7月14日（金）
1次審査	令和5年 7月19日（水）【予定】
1次審査結果通知	令和5年 7月21日（金）【予定】
技術提案書等に関する質疑の受付期間	令和5年 7月21日（金）～8月10日（木）【予定】
質疑の回答	受付後随時
技術提案書の提出期限	令和5年 8月28日（月）【予定】
2次審査	令和5年 9月 4日（月）【予定】
2次審査結果通知	令和5年 9月11日（月）【予定】

6. 応募の手続き等

（1）参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり参加表明書等を提出すること。

①提出書類：参加表明書（様式1）

設計事務所の体制（様式2）

事務所の業務実績（様式3）

管理技術者・主任技術者・照査技術者の業務実績（様式4）

協力事務所（様式5） ※協力事務所がある場合のみ

参加表明書等提出確認書（様式6）

※記入にあたっては、各様式の注意事項を確認すること。

※提出書類はすべて片面のみ使用すること。

②提出先：事務局

③提出方法：持参又は郵送により提出

※郵送の場合は期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。

④提出期限：令和5年7月14日（金）午後5時15分まで

⑤提出部数：参加表明書等提出確認書のとおり

⑥その他：参加表明書提出後に辞退する場合は、令和5年7月19日（水）までに、辞退届（任意様式）を事務局に提出すること。持参による提出は、市役所の営業日とする。

（2）参加申込書等に関する質疑・回答

実施要領等に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

①付場所：事務局

②受付期間：令和5年6月14日（水）～6月30日（金）

③提出方法：別添の質問書によりメール、FAX、郵送等により提出

④回答方法：随時市ホームページに掲載

※質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなす。

（3）技術提案書等の提出

1次審査により選考された者は、以下のとおり技術提案書を提出すること。

①提出書類：技術提案書（様式7）

提案内容（様式8）

業務の実施方針（様式9）

設計見積書（任意様式）

技術提案書等確認書（様式10）

※設計見積書には2. 業務概要の（2）委託内容①～⑤の区分ごとの内訳を明記すること。

②提出方法：持参又は郵送により提出

※郵送の場合は期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。

③提出先：事務局

④提出期限：令和5年8月28日（月）午後1時00分まで

⑤提出部数：技術提案書等確認書のとおり

- ⑥その他：建設費とランニングコストの低減に関する提案について記載すること。
1次審査で選考された者に対して、技術提案書におけるテーマ（市の駄知こども園の設計に関する考え方）を通知する。
要求した内容以外の書類、図面等については審査の対象としない。持参による提出は、市役所の営業日とする。

(4) その他

資料等は事務局及び市ホームページから入手すること。
現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、現有施設の利用者、職員及び近隣住民等に迷惑がかからないよう十分配慮すること（幼稚園への立ち入りは不可）。

7. 審査

参加表明書等及び技術提案書等の審査は、学識経験者及び関係市職員で構成する駄知こども園設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
プロポーザルの審査方法は以下のとおりとする。

(1) 1次審査（参加表明書等）

提出のあった参加表明書等を以下の審査基準に基づいて審査を行い、市の定める基準を満たしているかを確認し、2次審査の対象となる提案者を選考する。

【審査基準】

- | | | |
|------------|----------------------------|-----|
| ①事務所の評価 | 技術員数・有資格者数・主要業務実績 | 20点 |
| ②配置技術者の資格等 | 管理技術者・主任技術者・照査技術者の業務実績・資格等 | 30点 |

【審査結果の通知】

審査結果については、応募者へ書面により通知する。なお、選考された者のみに審査結果とあわせ技術提案書の提出及び2次審査の実施について通知する。

【その他】

1次審査については、参加表明書を提出した者が5者を超える場合に実施する。

(2) 2次審査（技術提案書・ヒアリング）

審査委員会において技術提案についてのヒアリング等を実施し、以下の審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案者（受託候補者）1者と次点者1者を特定する。

1次審査の得点は合算しない。

ヒアリングはプレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答を予定している。

【審査基準】

- | | |
|---------------------|-----|
| ①技術提案の内容（ヒアリング内容含む） | 70点 |
| ②業務の実施方針・実施体制等 | 20点 |
| ③設計見積書 | 10点 |

【審査結果の通知】

2次審査の応募者へ郵送により通知するほか、市のホームページで公表する（受託

候補者及び次点者以外は公表しない。

8. 契約

受託候補者特定後、「土岐市駄知こども園設計業務委託」の随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。特定された者はその際に改めて見積書を提出すること。なお、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約することができるものとする。

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- ①提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ③提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った場合
- ④ヒアリング等に出席しなかった、担当者以外の者が出席した場合
- ⑤虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥参考見積書の金額が、2（4）契約限度額を超過した場合
- ⑦審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合（行われたと疑われる場合も含む）

10. その他留意事項

- ①参加資格要件として、共同企業体での参加は認めない。
- ②提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ③提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- ④提出書類は返却しない。なお、審査の過程で複製を作成することがある。
- ⑤技術提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定後、必要に応じて市ホームページで公表することがある。
- ⑥書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- ⑦審査結果等に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けないものとする。
- ⑧「管理技術者・主任技術者・照査技術者」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- ⑨土岐市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示（決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示）の対象文書となる。ただし、業務上競争又は事業運営等に支障を来すと認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ

文書により申し出ること。

11. 事務局（提出・問合せ先）

土岐市健康福祉部子育て支援課幼稚園・保育園係

住 所：〒509-5192

土岐市土岐津町土岐口2101番地

電 話：0572-54-1111内線186

FAX：0572-54-7062

メール：kosodate@city.toki.lg.jp

ホームページ <http://www.city.toki.lg.jp/>